

「地域見守りネットワーク」 活動読本

～地域で支えるみんなの安心～



石川県
令和4年3月 改版

ゆるやかに地域を見守るネットワークにご協力を!

事業者

- 孤立化や虐待への理解と関心を持って頂き、通常の業務の中で、
- 支援等が必要な人に気づいていただく、(アンテナを持っていただく)
- 気づいたら、市町へ連絡

- ・見守る対象を特定するものではありません。
- ・声かけなどして確認する必要はありません。
- ・連絡しなかったことにより責任を問われる事はありません。
- ・緊急の場合は、警察、消防、救急等へ連絡してください。

ゆるやかな
見守り

情報

(気づいた内容)

- ・何か様子がちがう?!
(P2)
- ・認知症による徘徊?
(P3~4)
- ・もしかして虐待? DV?
この読本では高齢者虐待などをとりあげます。
(P5~P10)

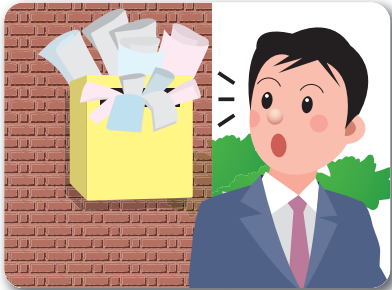
支援等

市町

(連絡先:P11)

地域住民

特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯でこのような状況はありませんか？



郵便受けに新聞や郵便物がたまっている



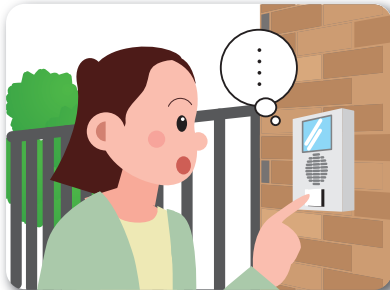
家の中から大声で怒鳴る声が聞こえる



家の中から異臭がする



最近、外出している姿を見かけなくなった



家を訪問しても顔を出してくれなくなった



見れない人が家に入りやすくなった



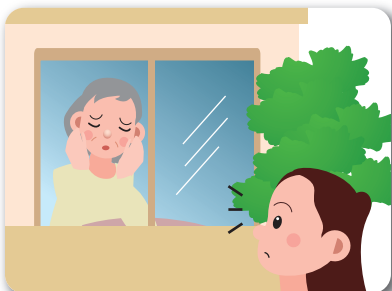
洗濯物が何日も取り込まれていない



夜になっても家に明かりがつかない



敷地内がゴミであふれるようになった



話をすると、深く悩んで(疲れて)いるように見える



最近、具合が悪そうに見える



服装が不自然なまま外出している

認知症について

県内の認知症高齢者は平成27年(2015年)で約5万人と推計されていますが、高齢化の進展に伴い、令和7年(2025年)には最大で約7万人になり、65歳以上高齢者に対する割合は、約5人に1人に上昇することが見込まれています。

認知症高齢者が尊厳を持って地域で暮らし続けるためには、認知症に対する家族や地域住民の理解を深め、見守りの体制を整備することが緊急かつ重要な課題となっています。

認知症の方にとって、状況に応じた声かけや見守りなどの簡単な手助けがあれば、一人で買い物や食事に出かけることも可能です。地域の人々の理解や協力は、認知症の方が住み慣れた地域で生活し続けるための大きな支えになります。

認知症とは

認知症は、誰にでも起こりうる脳の病気です。

知的機能が持続的に低下し、社会生活に支障をきたすようになった状態のことです。単にもの忘れがひどくなることではありません。

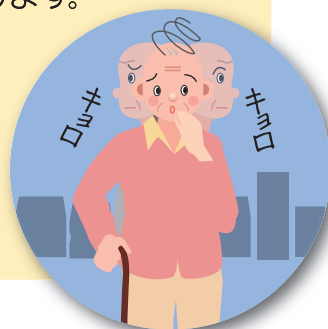
いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなるなどして発症します。治療により改善するものや、症状の進行が遅くなるものもあります。

認知症の多くはもの忘れから始まり、次第に、簡単な計算ができなくなったり、判断力が鈍ったり、日付や自分のいる場所等が判らなくなったりします。これは脳の病気が進行していくためです。

認知症の症状

例えば……

- ・同じことを何度も繰り返し聞いたり、話したりします。
- ・物の名前が出てこなくなったり、物の置き忘れやしまった場所がわからなくなったりします。
- ・怒りっぽくなったりします。
- ・買い物に行って、何をかうのか忘れてたり、買ったことを忘れて同じ物を何度も買うことがあります。
- ・見えるはずのないものが見えているということがあります。
- ・日時や曜日をまちがえて、ゴミを出してしまうことがあります。
- ・よその畑の作物やお店の商品を勝手に持ってきたりすることがあります。
- ・季節の感覚がわからず、夏に冬の服を着ていたり、冬に夏の服を着ていたりすることがあります。
- ・自分の居場所がわからないために、精神的に不安定となり落ち着きがなく、居場所を捜して歩き回ること(徘徊)も起きることがあります。
- ・家族がよくわからず、他人と家族をまちがえたり、家族に他人のように挨拶をしたりすることがあります。
- ・自動販売機に硬貨を入れられなかったりします。
- ・何か探したり、居心地が悪いなどの原因で、歩き回るすることがあります。
- ・財布や物を盗まれたと騒ぐことがあります。
- ・ささいなことでも大声を上げたり、手を挙げたりすることがあります。
- ・火や水の不始末がみられることがあります。



厚生労働省の調査では、認知症高齢者の方は虐待を受けやすいとされています。

その原因としては、認知症に対する正しい知識や接し方の理解等が不足していることが考えられます。

高齢者虐待について(→5、6ページ)

高齢者虐待について

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して、高齢者を現に養護する者（養護者）による次に掲げるような行為をいいます。

※高齢者虐待には、ほかに老人福祉施設などに従事する者（養介護施設従事者等）によるものがあります。

①身体的虐待

●高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

例えば……暴力的な行為（たたく、ける、なぐる）
部屋に閉じ込める
ベッド等に縛り付けて拘束する など



②介護・世話の放棄・放任

●高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、同居人による①③④の行為の放置等養護を著しく怠ること

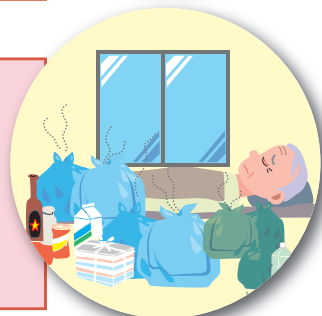
例えば……水分や食事を十分与えず、脱水症状や栄養失調の状態にさせている
室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
高齢者に必要な介護サービスや医療サービスを利用させない
孫など同居人が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する など



③心理的虐待

●高齢者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動をすること

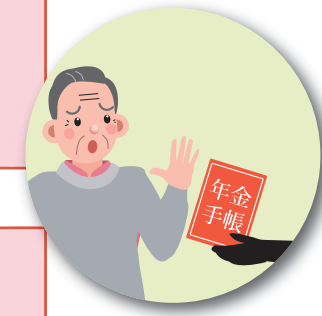
例えば……言葉による暴力（悪口を言う、怒鳴る、ののしる）
意図的に無視する
侮辱を込めて、子どものように扱う など



④性的虐待

●高齢者にわいせつな行為をすること又はさせること

例えば……不必要に性器をさわる
排泄の失敗で懲罰的に下半身を裸にして放置する など



⑤経済的虐待

●養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること
その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

例えば……日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
年金や預貯金、不動産収入を取り上げ、本人の意思に反して使用する
本人の承諾なしに、不動産や有価証券等を無断で売却する など

虐待をされている高齢者は、日頃からお世話をしてくれる家族等をかばうため意思表示しない場合があります。

身近にいる方々が高齢者虐待のきざし(兆候)を理解し、早期に気づいてあげることによって、その深刻化を防ぐことができます。

以下に虐待を疑うきざしの一例を示します。

高齢者虐待のきざし(兆候)

高齢者の状況

<身体状態>

- 説明のつかないケガや傷がある
- いつも空腹を訴えたり、栄養失調、脱水症状が見られたりする
- 濡れたまま・汚れたままの下着や服を着ている
- 入浴しておらず、異臭が漂うなど不衛生状態である

<精神的状態>

- 自尊心の欠如が見られる
- 表情が硬く、ひどく怯えている
- 表情が乏しく、無気力である
- 家族がそばにいと、自己主張しない
- 人と会うのを避ける



家庭・社会環境の状況(生活状態)

- 掃除されておらず、汚物・ごみ・埃の中で生活し異臭がする
- 養護者が家を何日も留守にする
- 年金や生活費がすぐなくなる
- 家賃や公共料金の未払いや滞納がある

家族等の状態

- 何事にも無気力な表情である
- 高齢者を無視した態度が多い
- 高齢者に対して怒鳴っている
- 高齢者や介護に対する不平・不満が多い
- 高齢者に介護サービス等を受けさせない
- 高齢者を親戚・友人等に面会させない



児童虐待について

児童虐待は、子どもの心身の成長に深刻な影響を与えるため、早期発見、早期対応が何より大切です。

子どもの虐待問題に一人ひとりがもっと関心に向け、理解を深める必要があります。

児童虐待には、次のようなタイプがあります。

①身体的虐待

●暴力で傷つけること

例えば……なぐる、ける、投げ落とす、首をしめる、溺れさせる、逆さ吊りにする、タバコの火を押しつける、異物を飲ませる、冬に戸外に締め出す、縄などにより一室に拘束する など



②心理的虐待

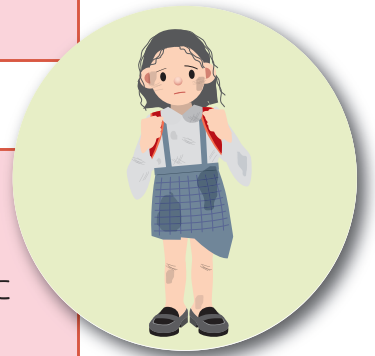
●言葉や態度で心を傷つけること

例えば……子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う
配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 など

③ネグレクト

●育児や監護を放棄すること

例えば……十分な栄養を与えない、ひどく不潔なままにする、重大な病気になっても病院につれていけない、家に閉じ込める、子どもの意思に反して学校にいかせない、乳幼児を自動車の中に放置する
同居人による児童虐待を保護者が放置する など



④性的虐待

●性的暴力等で心身を傷つけること

例えば……性的行為や性的いたづらをする
性器や性交を見せる
ポルノグラフィの被写体になることや性に関するビデオを見ることを強要する など



オレンジリボンは「子ども虐待防止」のシンボルマークです。

しつけと体罰の関係とは？

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人が理解できる方法で伝える必要があります。

虐待に気がついたら

虐待に気づいても、「間違っていたらどうしよう」、「恨まれないか」、「面倒なことに巻き込まれる」などの思いから、通告をためらってしまいがちです。

虐待の悲劇から子どもを守るため、ためらわずにすぐに「189番」へお電話ください。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

こんなときにはすぐお電話ください。

あの子、もしかしたら虐待を受けているのかしら…

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

近くに子育てに悩んでいる人がいる…

189
にお電話

お近くの
児童相談所

専門家が
対応いたします。

児童相談所虐待対応ダイヤル		いちはやく 189(24時間365日受付) ※通話料無料
児童相談所相談専用ダイヤル		いちはやく おなやみを (24時間365日受付) ※通話料無料
189番以外の連絡先	白山市・野々市市 かほく市・津幡町 内灘町	石川県中央児童相談所 076-223-9553 (24時間365日受付)
	小松市・加賀市 能美市・川北町	石川県 南加賀保健福祉センター 0761-22-0792 (月～金 8:30～17:45) ※夜間・休日の通告は、石川県中央児童相談所へ
	七尾市・羽咋市 志賀町・中能登町 宝達志水町	石川県七尾児童相談所 0767-53-0811 (24時間365日受付)
	輪島市・珠洲市 穴水町・能登町	石川県 能登北部保健福祉センター 0768-22-4149 (月～金 8:30～17:45) ※夜間・休日の通告は、石川県七尾児童相談所へ
	金沢市	金沢市こども相談センター (金沢市児童相談所) 076-243-8348 (24時間365日受付)

児童相談所は、子どもの生命に関わるような場合は、保護者の意向にかかわらず、子どもを緊急に一時保護します。

障害者虐待について

障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)が平成24年10月1日に施行されました。

<法律の目的>

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資する。

障害者虐待とは、次に掲げるような行為をいいます。

① 身体的虐待

(例)
平手打ちする、なぐる、ける、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけど・打撲させる、柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる など

② 心理的虐待

(例)
「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、一人だけ特別な服や帽子をつけさせるなど人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する など

③ ネグレクト

(例)
食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによる栄養状態の悪化、入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしないことによる衛生状態の悪化、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにする、病気やケガをしても病院に連れて行かない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない など

④ 性的虐待

(例)
性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする、わいせつな言葉を言わせる など

⑤ 経済的虐待

(例)
年金や賃金を搾取する、本人の同意なしに財産や預貯金を勝手に処分・運用・寄付する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など

<障害者の定義>

「障害者」とは身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(障害者基本法2条1号)

DV(配偶者などからの暴力)について



パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルマークです。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、被害者の身体や心を傷つける全てのものを含みます。

DVは親密な関係の中で継続的、反復的に行われ、また、加害者の年齢・性別・学歴・職業等も様々で、社会ではごく一般的な人も多いため、被害者が訴えても周囲が信じないこともあります。

一例として、次のように分けることができます。

※ここでは、DV(ドメスティック・バイオレンス)を「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

①身体的暴力

殴る、蹴る、刃物を突きつける、物を投げつける、髪をひっぱる、タバコなどの火を押し付ける、首を絞める、胸ぐらをつかむ、階段から突き落とす など

②精神的暴力

「誰のおかげで食べられるんだ」と見下して言う、何を言っても無視する、行動等を制限する(外出、付き合い、仕事、持ち物)、大切な物を壊す、ペットを虐待する、他人の前で侮辱する など

③性的暴力

見たくないのにアダルト動画や雑誌を見せる、おどしや暴力で性的行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、子どもが産めないことを一方的に非難する など

④経済的暴力

生活費を渡さない、家計をきびしく管理する、貯金を勝手に使う、外で働くことを妨害する など

⑤子どもを利用した暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを虐待している場面を見せる、子どもを取り上げる、子どもに親を侮辱させる など
※子どもの前でDVが行われることは、子どもに心理的外傷を与え、その子どもに対する児童虐待にあたるかとされています

DVは通常、このような暴力が一つではなく複合して繰り返し継続的に行われます。

**DVの被害からは、1人では抜け出せません。
もし、あなたや周囲の人がDVで悩んでいたら、
まず、相談してみましょ。秘密は堅く守られます。**

★DVの相談を受けている機関★

相談窓口	電話番号	開設日・時間等
石川県女性相談支援センター 配偶者暴力相談支援センター	ほれれば #8008 または 076-223-8655	〈面接相談〉 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

★相談の内容により必要な場合には、ご本人の了解を得て、警察、関係機関などと連携を取りながら支援します。

女性のためのDV専門電話相談 DVホットライン	076-221-8740	月～金 9:00～21:00 土・日・祝・年末年始 9:00～17:00
----------------------------	--------------	---

市町連絡先

連絡受付窓口一覧(平日 8:30~17:15)

市町名	部署名	電話番号	
南加賀地区	小松市	長寿介護課	0761-24-8168
	加賀市	福祉政策課	0761-72-7854
	能美市	いきいき共生課	0761-58-2233
	川北町	福祉課	076-277-8388
石川中央地区	金沢市	福祉政策課	076-220-2288
	かほく市	健康福祉課	076-283-7121
	白山市	長寿介護課	076-274-9529
	野々市市	介護長寿課	076-227-6062
	津幡町	地域包括支援センター	076-288-7952
	内灘町	地域包括支援センター	076-286-6750
能登中部地区	七尾市	福祉課	0767-53-3625
	羽咋市	地域包括ケア推進室	0767-22-0202
	志賀町	健康福祉課	0767-32-9132
	宝達志水町	地域包括支援センター	0767-28-8110
	中能登町	高齢者支援センター	0767-72-2697
能登北部地区	輪島市	健康推進課	0768-23-1159
	珠洲市	地域包括ケア推進室	0768-82-7746
	穴水町	ふれあい福祉課	0768-52-3650
	能登町	健康福祉課	0768-62-8516

※部署名等は変更となる場合があります。

県保健福祉センター

南加賀保健福祉センター	0761-22-0793
石川中央保健福祉センター	076-275-2251
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482
能登北部保健福祉センター	0768-22-2011

地域見守りネットワーク構築事業

「地域見守りネットワーク活動読本」

発行 令和4年3月

石川県健康福祉部長寿社会課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL 076-225-1498 FAX 076-225-1418 E-mail kaigo@pref.ishikawa.lg.jp